

# 枚方京田辺環境施設組合同規約

平成28年5月31日

総務大臣許可

(組合の名称)

第1条 この組合は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、大阪府枚方市及び京都府京田辺市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、関係市で発生する一般廃棄物のうち可燃ごみの中間処理を行うための施設（以下「施設」という。）の設置に関する事務（施設に係る用地の取得及び粗造成に関する事務を除く。）を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、大阪府枚方市大字尊延寺2949番地に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

枚方市 7人

京田辺市 5人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会において、当該議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の属していた関係市の議会において速やかに欠員の組合議員を選挙するものとする。

3 組合議員の任期は、関係市の議会の議員の任期による。

4 組合議員は、関係市の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

第7条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長それぞれ1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第8条 組合に管理者、副管理者及び会計管理者それぞれ1人を置く。

2 管理者は、関係市の長の互選により定める。

3 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもって充てる。

4 管理者及び副管理者の任期は、関係市の長の任期による。

5 会計管理者は、管理者の属する市の会計管理者をもって充てる。

6 第1項に定めるもののほか、組合に必要な職員を置く。

7 前項の職員は、管理者が任免する。

(組合の監査委員)

第9条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項に規定する識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）及び組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(組合経費の支弁の方法)

第10条 組合の経費は、関係市の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金は、別表の経費区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の負担割合の欄に定める割合により関係市が負担する。

(委任)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可の日から施行する。

別表（第10条関係）

| 経費区分   | 負担割合                            |
|--------|---------------------------------|
| 施設建設経費 | 均等割 100分の10<br>計画可燃ごみ量割 100分の90 |
| 議会関係経費 | 議員選出数割 100分の100                 |